

# 社会福祉士への期待

厚生労働省社会・援護局長

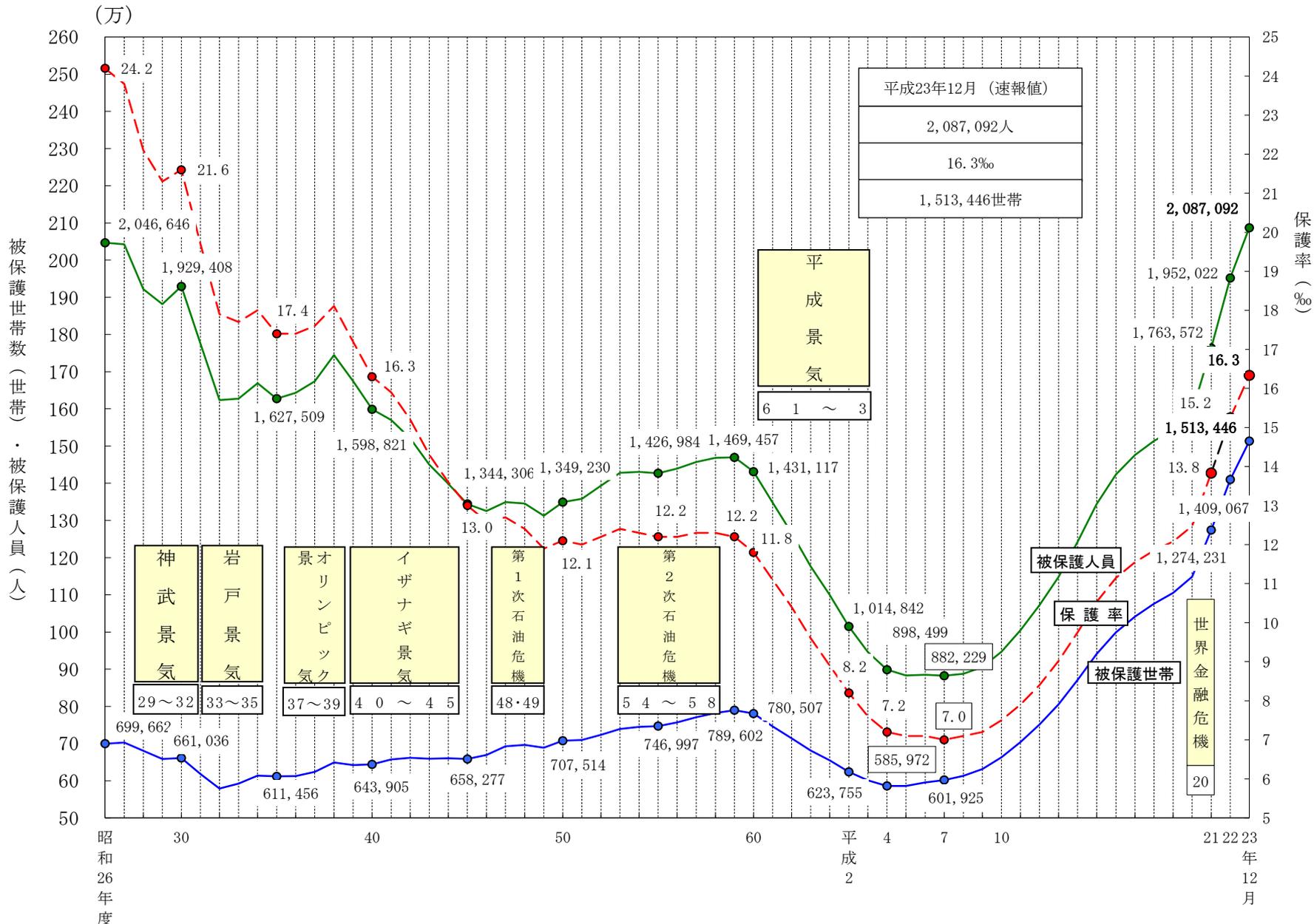
山崎史郎

# 「生活支援戦略」の策定

## ○「社会的に排除され、孤立する人」の増加

- ◆生活保護受給者(207万人、23年10月)
- ◆非正規労働者(1,755万人、22年度)
- ◆フリーター(183万人、22年度)
- ◆ニート(60万人、22年度)
- ◆ワーキングプア(206世帯、19年国民基礎調査)
- ◆ホームレス(10,890人、23年調査)
- ◆ひきこもり(約26万世帯、厚労省推計)

# 被保護世帯数、被保護人員、保護率の年次推移



資料：福祉行政報告例より保護課にて作成

# 生活保護被保護者の変化の比較

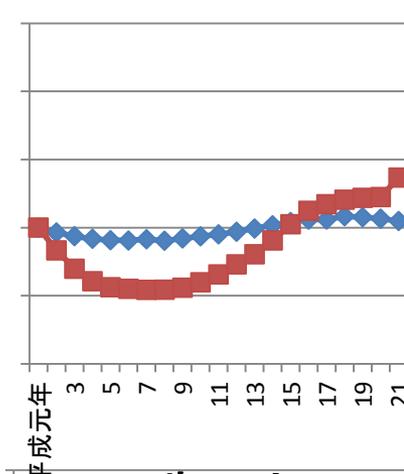
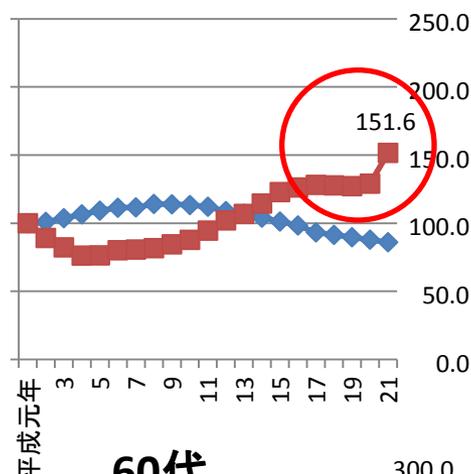
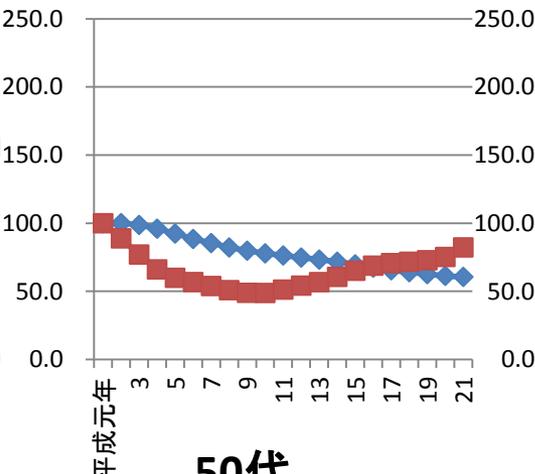
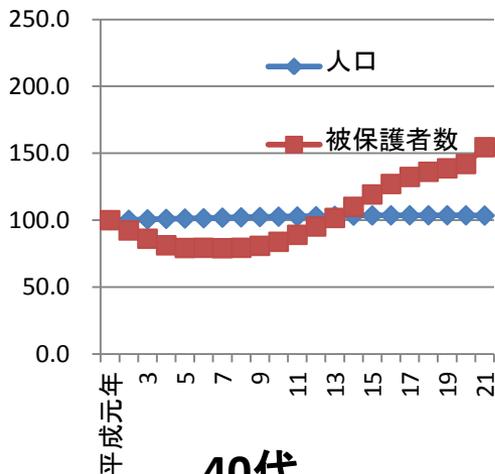
平成元年の水準を100とした場合の推移は、70歳以上での伸びが大きいですが、人口の動きとの比較で見た場合、20代と60代で特に伸びの差が大きい。

## 総数

## 15～19歳

## 20代

## 30代

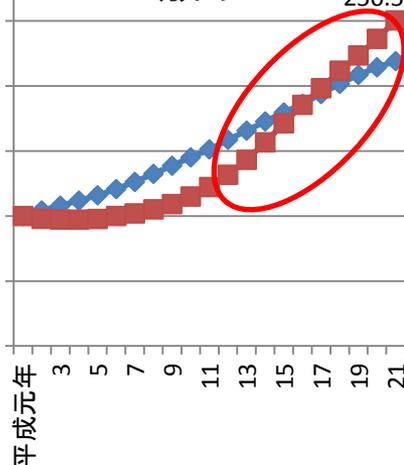
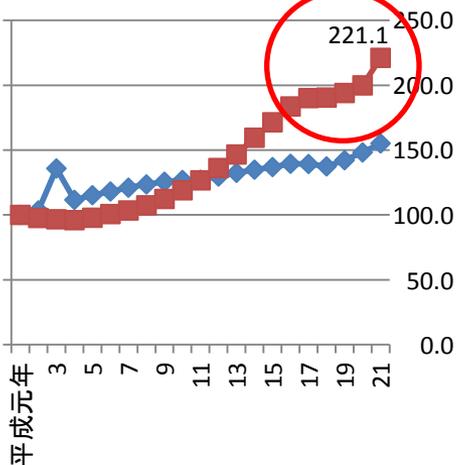
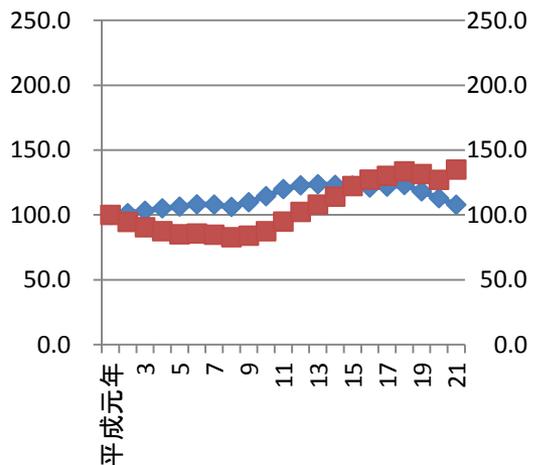
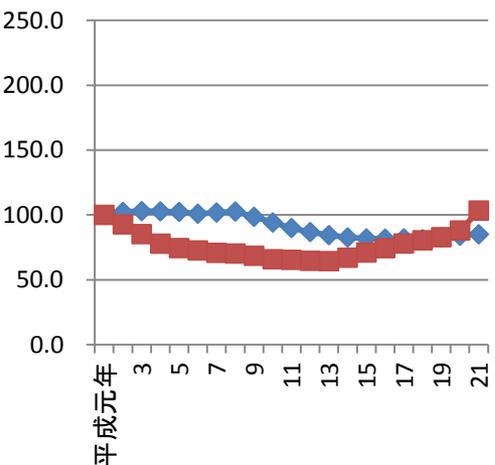


## 40代

## 50代

## 60代

## 70歳以上



# 社会保障・税一体改革で目指す将来像

～未来への投資(子ども・子育て支援)の強化と貧困・格差対策の強化～

平成24年1月6日  
厚生労働大臣提出資料

## 社会保障改革が必要とされる背景

非正規雇用の増加など  
雇用基盤の変化

家族形態や地域の変化

人口の高齢化、  
現役世代の減少

高齢化に伴う社会保障  
費用の急速な増大

- ・高齢者への給付が相対的に手厚く、現役世代の生活リスクに対応できていない
- ・貧困問題や格差拡大への対応などが不十分
- ・社会保障費用の多くが赤字国債で賄われ、負担を将来世代へ先送り

社会経済の変化に対応した  
社会保障の機能強化  
が求められる

現役世代も含めた全ての人が、より受益を実感できる社会保障制度の再構築

## 改革のポイント

- ◆ **共助・連帯**を基礎として国民一人一人の自立を支援
- ◆ 機能の**充実**と徹底した給付の**重点化・効率化**を、同時に実施
- ◆ 世代間だけでなく**世代内での公平**を重視
- ◆ 特に、①子ども・若者、②医療・介護サービス、③年金、④貧困・格差対策を優先的に改革
- ◆ 消費税の充当先を「年金・医療・介護・**子育て**」の4分野に拡大<社会保障4経費>
- ◆ 社会保障の**安定財源確保と財政健全化**の同時達成への第一歩  
⇒消費税率(国・地方)を、2014年4月より8%へ、2015年10月より10%へ段階的に引上げ
- ◆ **就労促進**により社会保障制度を支える基盤を強化

## 改革の方向性

1  
未来への投資  
(子ども・子育て支  
援)の強化

- ・子ども・子育て  
新システムの創設

2  
医療・介護サービ  
ス保障の強化/社会  
保険制度のセーフ  
ティネット機能強化

- ・地域包括ケアシステムの  
確立
- ・医療・介護保険制度の  
セーフティネット機能強化
- ・診療報酬・介護報酬の  
同時改定

3  
貧困・格差対策の  
強化(重層的セーフ  
ティネットの構築)

- ・生活困窮者対策と生活  
保護制度の見直しを総合  
的に推進
- ・総合合算制度の創設

4  
多様な働き方を支  
える社会保障制度  
へ

- ・短時間労働者への  
社会保険適用拡大
- ・新しい年金制度の検討

5  
全員参加型社会、  
ディーセント・ワーク  
の実現

- ・有期労働契約法制、パー  
ト  
タイム労働法制、高齢  
者  
雇用法制の検討

6  
社会保障制度の  
安定財源確保

- ・消費税の引上げ  
(基礎年金国庫負担  
1/2の安定財源確保  
など)

- 働くことを希望するすべての人が仕事に就けるよう支援
- 低所得者へきめ細かに配慮(社会保障の給付等によるきめ細やかな対策)

すべての国民が参加できる社会へ



主な改革検討項目

雇用対策

【第1のネット: 社会保険・労働保険】

- 総合合算制度の創設 (番号制度等の情報連携基盤の導入が前提)
  - ・医療・介護・保育・障害など制度単位でなく家計全体に着目した限度額の設定で、負担を軽減
- 社会保険の短時間労働者への適用拡大、低所得者対策の強化

保険料の軽減措置

【医療保険】

○ 市町村国保の低所得者保険料軽減の拡充等 (～約2,200億円程度)

【介護保険】

○ 1号保険料の低所得者保険料軽減強化 (～約1,300億円程度)

【第2のネット: 求職者支援制度】

- 求職者支援制度の実施
  - ・雇用保険を受給できない人に対して、職業訓練をしながら給付金を受けられる制度で支援し、早期の就職を実現

【第3のネット: 生活保護】

- 生活保護を受けている人の就労支援
  - ・生活保護を受けている人に対して、ハローワークと連携した支援により、早期の就労・自立を実現
- ※生活保護の不適正な受給の防止対策を強化

「生活支援戦略」(仮称)の策定・推進

・生活困窮者対策と生活保護制度の見直しを総合的に推進

- ① 生活困窮者対策の推進
  - i) 生活困窮者に対する支援のための国の中期プランを策定
  - ii) 生活困窮者の自立に向けた生活自立支援サービスの体系化等を図る。
- ② 生活保護制度の見直し
 

法改正も含めた生活保護制度の見直しについて、地方自治体とともに具体的に検討し、取り組む。

重層的セーフティネット

# 生活困窮者支援に係る主な論点

## ①ステージに応じた伴走型支援の実施

個々の生活困窮者のニーズやステージに応じて、関係者がチームを構成し、生活困窮者に寄り添いながら計画的・きめ細かな支援を実施していくことが必要ではないか。

## ②民間を活用した支援

公的機関による支援だけでなく、社会福祉法人やNPOなどの民間活力を最大限活用していくことが必要ではないか。

## ③多様な雇用機会等の確保

社会的な自立に向けた支援付きの中間的な就労や、社会福祉法人・NPO等による雇用や社会貢献の場の確保、中小企業や農業などの協力企業・事業体の拡大を通じた多様な雇用形態の創出が必要ではないか。

## ④債務整理や家計の再建の支援

生活困窮者の債務整理や家計再建に向けた支援が必要ではないか。

## ⑤安定した居住の場の確保

生活困窮者が社会的な自立に向けた活動を行う上での生活の基盤となる居住支援が必要ではないか。

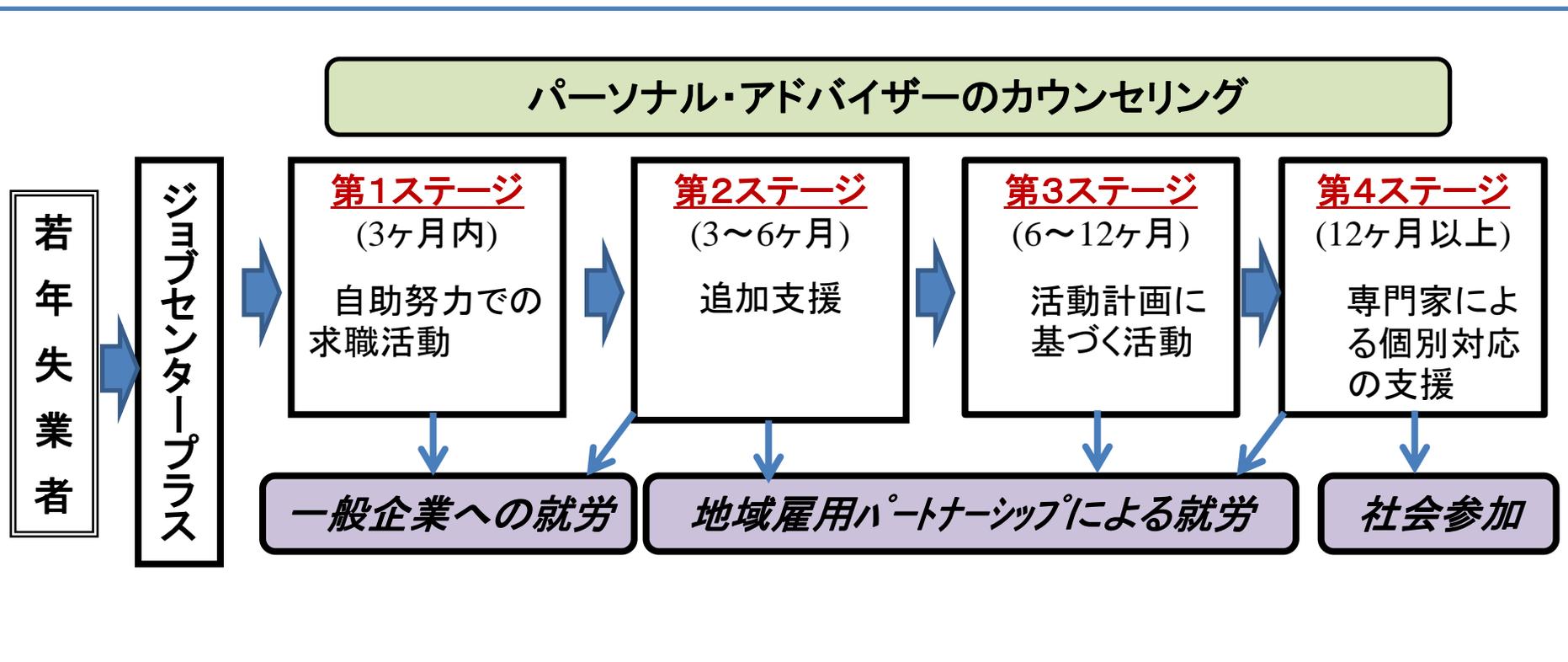
## ⑥次世代への『貧困の連鎖』の防止

いわゆる『貧困の連鎖』を断ち切るため、学校等の教育関係機関とも協力連携しながら、中学・高校の生活保護家庭や、高校中退・不登校者に対する養育相談や学習支援が必要ではないか。

# 生活困窮者の自立・就労支援(海外参考例)

## 英国の『ニューディール・プログラム』

若年就労支援が、ワンストップかつ各ステージに応じた仕組みの下で実施されている。



# 生活困窮者支援に係る主な論点

## ①ステージに応じた伴走型支援の実施

個々の生活困窮者のニーズやステージに応じて、関係者がチームを構成し、生活困窮者に寄り添いながら計画的・きめ細かな支援を実施していくことが必要ではないか。

## ②民間を活用した支援

公的機関による支援だけでなく、社会福祉法人やNPOなどの民間活力を最大限活用していくことが必要ではないか。

## ③多様な雇用機会等の確保

社会的な自立に向けた支援付きの中間的な就労や、社会福祉法人・NPO等による雇用や社会貢献の場の確保、中小企業や農業などの協力企業・事業体の拡大を通じた多様な雇用形態の創出が必要ではないか。

## ④債務整理や家計の再建の支援

生活困窮者の債務整理や家計再建に向けた支援が必要ではないか。

## ⑤安定した居住の場の確保

生活困窮者が社会的な自立に向けた活動を行う上での生活の基盤となる居住支援が必要ではないか。

## ⑥次世代への『貧困の連鎖』の防止

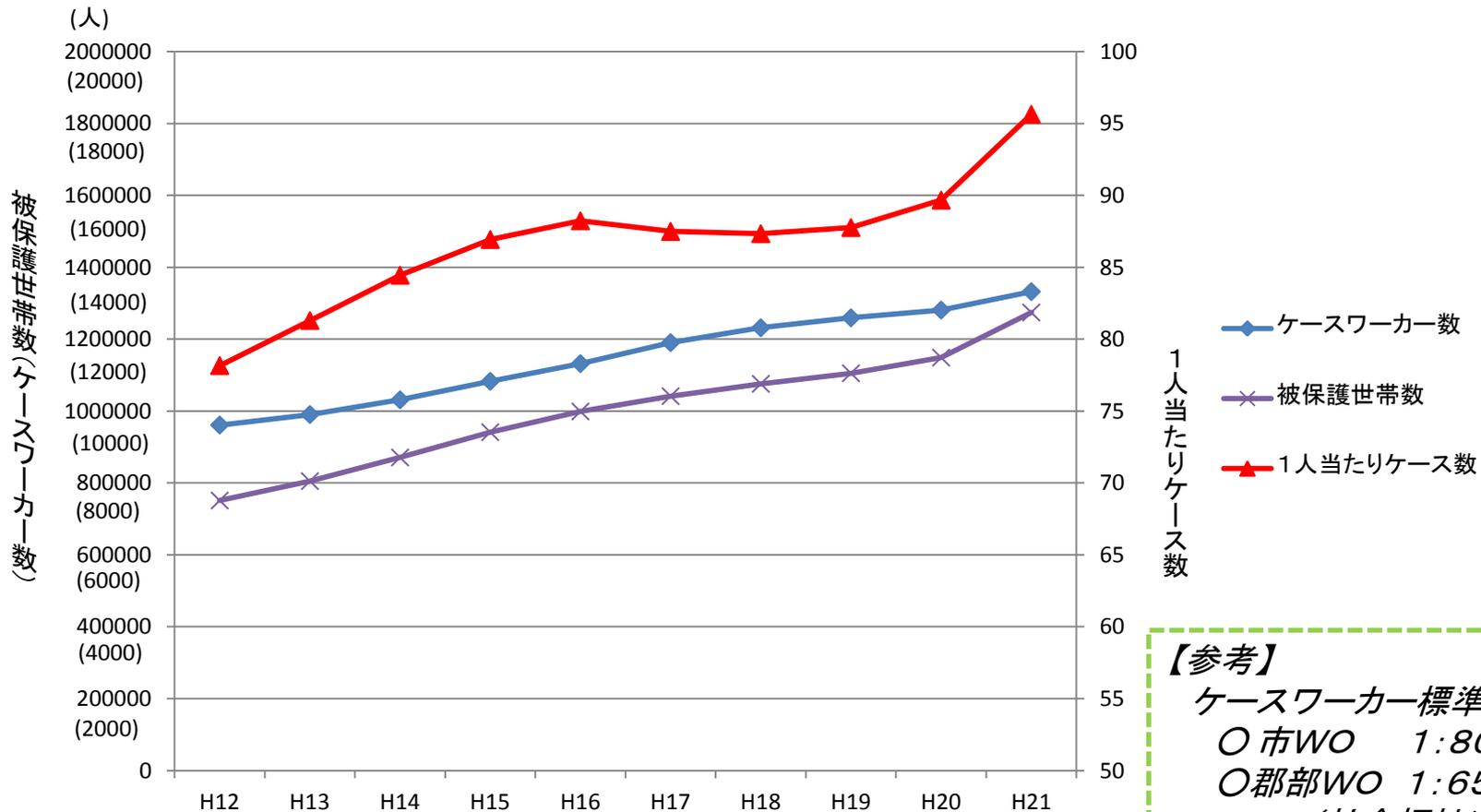
いわゆる『貧困の連鎖』を断ち切るため、学校等の教育関係機関とも協力連携しながら、中学・高校の生活保護家庭や、高校中退・不登校者に対する養育相談や学習支援が必要ではないか。

# 被保護世帯数及びケースワーカー数の推移

○被保護世帯は増加傾向にある。

(H12:751,303世帯 → H21:1,274,231世帯)

○ケースワーカー数も増加(H12:9612人→H21:13323人)しているが、1人当たりのケース数(被保護世帯数/ケースワーカー数)は多くなっている。(H12:約78世帯→H21:約96世帯)



(被保護人員・世帯数)福祉行政報告例

(ケースワーカー数)指導監査室による監査の際の都道府県からの報告

## 【参考】

ケースワーカー標準配置数

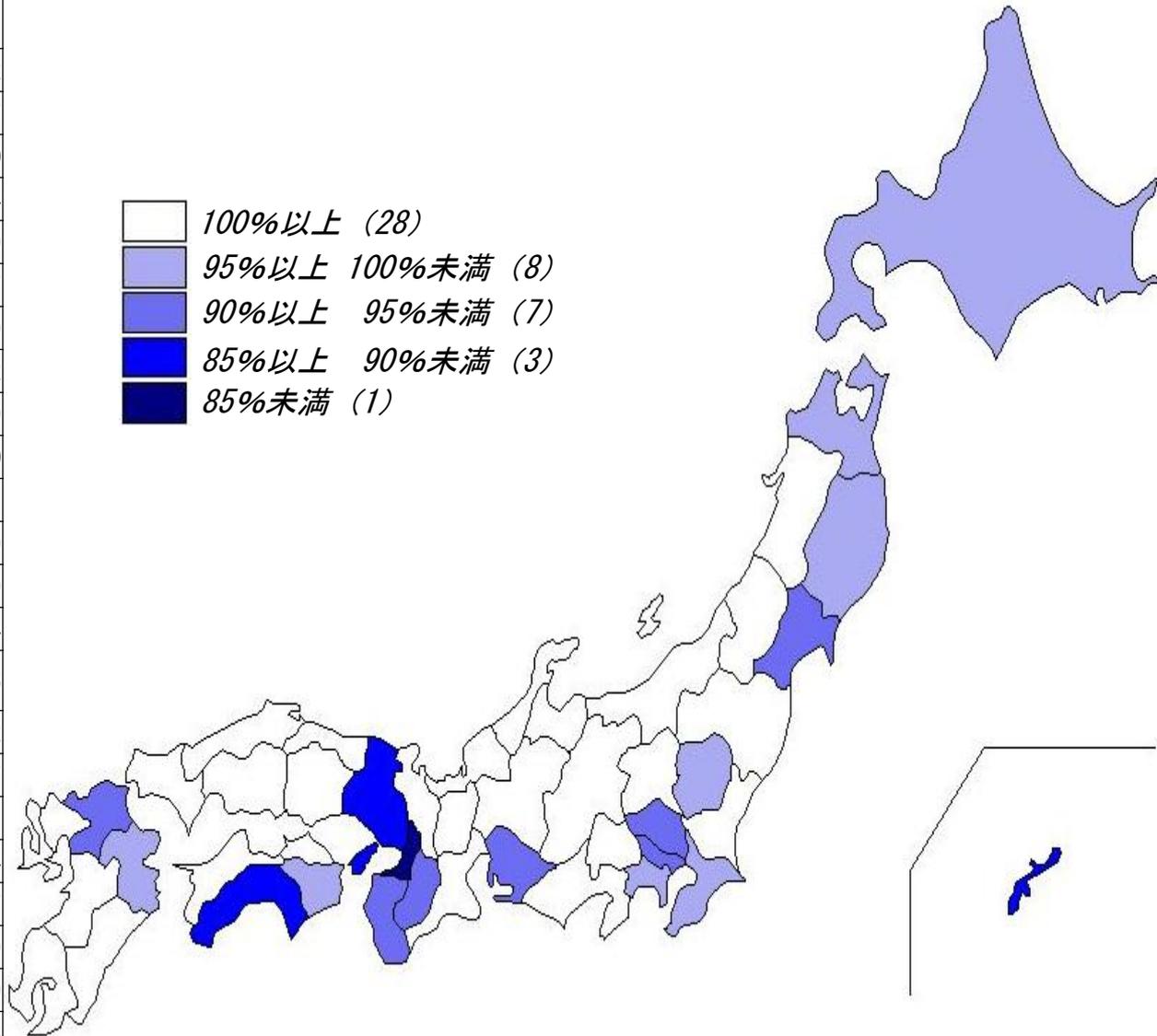
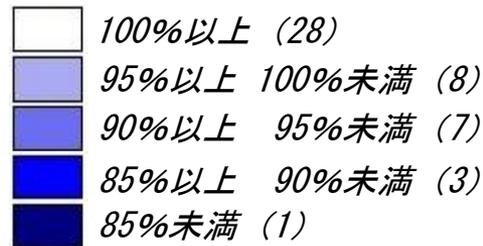
○市WO 1:80

○郡部WO 1:65

(社会福祉法第16条)

# 都道府県別現業員の充足状況(平成21年度)

都道府県	充足率 (%)	【参考】保護率 (%)	都道府県	充足率 (%)	【参考】保護率 (%)
全国	94.2	13.8	三重県	100.0	8.2
北海道	95.8	27.3	滋賀県	112.9	6.7
青森県	98.8	19.3	京都府	108.8	21.0
岩手県	99.1	9.7	大阪府	69.5	29.4
宮城県	93.7	10.2	兵庫県	88.6	15.9
秋田県	110.3	12.6	奈良県	92.4	12.7
山形県	119.7	4.9	和歌山県	94.3	12.9
福島県	102.0	8.3	鳥取県	107.5	10.2
茨城県	113.3	6.7	島根県	144.0	6.9
栃木県	96.4	8.1	岡山県	102.9	11.0
群馬県	106.3	5.3	広島県	100.0	14.1
埼玉県	90.4	9.3	山口県	110.1	10.9
千葉県	98.8	9.8	徳島県	96.5	16.9
東京都	92.1	17.9	香川県	112.8	10.4
神奈川県	96.4	13.8	愛媛県	107.8	12.6
新潟県	117.0	6.7	高知県	88.5	24.2
富山県	131.3	2.7	福岡県	93.4	21.7
石川県	100.0	5.1	佐賀県	111.3	8.1
福井県	148.3	3.5	長崎県	105.6	18.4
山梨県	135.9	4.9	熊本県	110.0	10.7
長野県	156.4	4.2	大分県	95.6	14.9
岐阜県	118.5	4.2	宮崎県	101.5	12.9
静岡県	104.8	5.7	鹿児島県	104.7	16.8
愛知県	91.6	7.9	沖縄県	88.5	19.2



※指定都市・中核市は都道府県に含む。

# 生活困窮者の自立・就労支援(海外参考例)

## 韓国の『自活支援事業』と『社会的企業育成』

1997年の経済危機による失業者増に対応した取組。施策の柱は、民間支援機関による就労支援と社会的企業による雇用創出

### ①『地域自活センター(自活後見機関)』による自活支援事業

- 勤労能力のある者が対象
- 事業主体の中心は、社会福法人、非営利法人
- 事業内容は、自活意欲を高める教育、相談・職業訓練・職業斡旋、創業支援、資金融資斡旋など
- 国・地方は費用の支援、事業の優先委託等を行う。

### ②『社会的企業育成法』による取組

- 社会的企業は、脆弱層に対し、①社会サービス又は雇用を提供するもので、②そうした社会的目的を達成しながら、同時に収益をあげることが期待されている。
- 株式会社、非営利団体、社団法人など
- 社会的企業に対して、税・社会保険の減免、公共機関による優先購買などの支援が行われる。

# 生活困窮者支援に係る主な論点

## ①ステージに応じた伴走型支援の実施

個々の生活困窮者のニーズやステージに応じて、関係者がチームを構成し、生活困窮者に寄り添いながら計画的・きめ細かな支援を実施していくことが必要ではないか。

## ②民間を活用した支援

公的機関による支援だけでなく、社会福祉法人やNPOなどの民間活力を最大限活用していくことが必要ではないか。

## ③多様な雇用機会等の確保

社会的な自立に向けた支援付きの中間的な就労や、社会福祉法人・NPO等による雇用や社会貢献の場の確保、中小企業や農業などの協力企業・事業体の拡大を通じた多様な雇用形態の創出が必要ではないか。

## ④債務整理や家計の再建の支援

生活困窮者の債務整理や家計再建に向けた支援が必要ではないか。

## ⑤安定した居住の場の確保

生活困窮者が社会的な自立に向けた活動を行う上での生活の基盤となる居住支援が必要ではないか。

## ⑥次世代への『貧困の連鎖』の防止

いわゆる『貧困の連鎖』を断ち切るため、学校等の教育関係機関とも協力連携しながら、中学・高校の生活保護家庭や、高校中退・不登校者に対する養育相談や学習支援が必要ではないか。

# 京都府における「生活・就労一体型支援事業」

## 今年度の取組

就労自立へ

中間的な就労メニュー等をモデル事業として展開

ジョブトライ事業

就労体験事業

日常生活等自立支援事業

生活保護受給者

- ・生活のリズムづくりなど、就労の際に求められる基本的な日常生活習慣の改善支援
- ・就職に結びつきやすい清掃、血洗いなどの基礎技能や、就労に必要な基礎能力の習得支援
- ・企業派遣による職場実習による技能向上支援

## 見えてきた課題

○今年度の取組は、生活保護受給者に対する自立支援策として一定の効果をあげているが、以下についての対応が課題

- ①中間就労の場、社会的な居場所の絶対数不足
- ②様々な生保受給者を抱える福祉事務所がこうしたメニューをどう活用し就労支援へ繋げていけばよいのかわからない（ケースワーカー等の経験に頼っていた領域を制度化する必要）

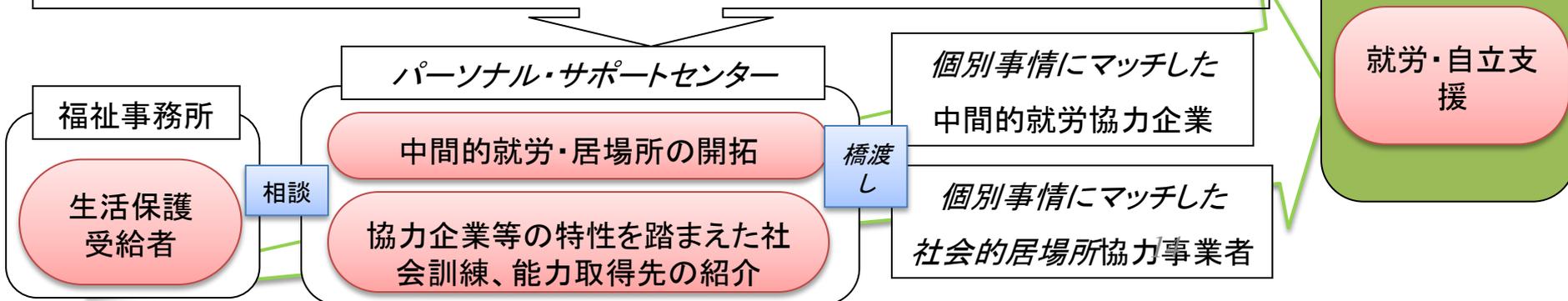
## 平成24年度の取組(案) (パーソナル・サポートセンターに新たな機能を付加)

### ①中間的就労の場、社会的な居場所の確保

生活保護受給者への就労・日常・社会生活支援機能拡充のため、事業協力開拓員を配置し、中間的就労の場や社会的な居場所の不足を解消

### ②福祉事務所からジョブパーク、ハローワークまでを一体的につなぐ機能の構築

就労意欲の低い者や生活習慣に課題のある者は通常の就労支援では就職に結びつきにくい状況。開拓した協力企業・協力事業者の実態を踏まえ生保受給者の課題にマッチした企業や居場所を紹介



# 「プラットフォーム」による支援

## ◆ 趣 旨

「生活・就労一体型支援事業」を推進し、中間的就労及び雇用の場の創出や、自立に向けた支援システムの構築を目指した取組を進めるため、オール京都体制による支援組織「きょうと生活・就労おうえん団」を設立。

## ◆ 発起団体

- ・ 京都雇用創出活力会議（京都府、京都市、京都労働局、京都経営者協会、連合京都）
- ・ 経済団体（京都府商工会連合会、京都商工会議所（京都府商工会議所連合会）、京都経済同友会、京都工業会、京都府中小企業団体中央会）
- ・ 行政関係（市長会、町村会）
- ・ 大学関係（大学コンソーシアム京都）
- ・ 福祉・NPO関係（京都府社会福祉協議会、京都ボランティア協会、きょうとNPOセンター）

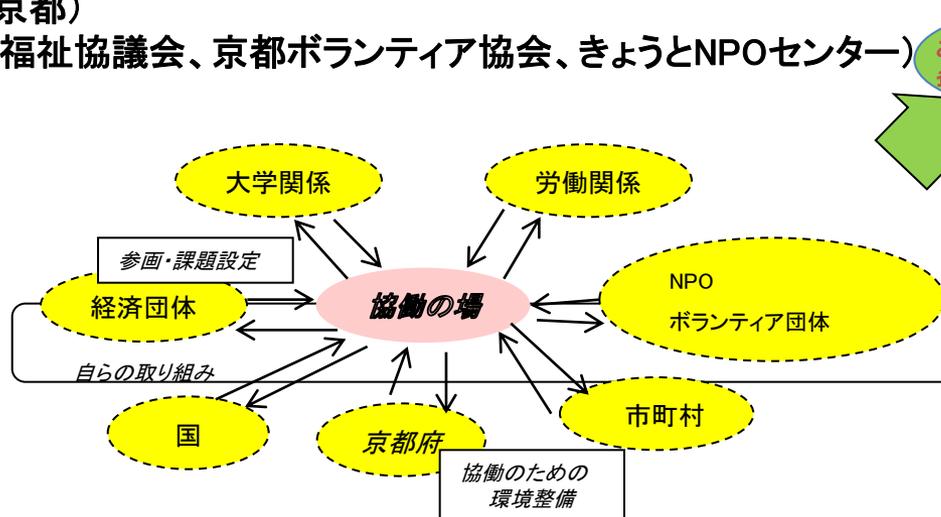
さらに幅広い主体の参画を呼びかけ

## ◆ 創設時期

平成23年12月21日(水)

## ◆ 主な活動内容

- ・ 中間的就労の場作りへの協力
- ・ ネットワークづくり
- ・ 賛同者増に向けた広報啓発



# 中間的就労の場づくり等に取り組む企業への支援

## ◆概要

企業等の社会貢献活動の一環として、生活保護受給者やボーダーライン層の者に「中間的就労」の場を提供することにより、継続就労や定着支援に向けた取り組みを行う企業を支援する。

## ◆平成23年度実施のモデル事業

### ①「月のとき」事業(平成21年9月～)

- ・ひきこもりの若者の就労による自立支援の場として、京都市伏見区内の商店街に、軽食等を提供するカフェを開店。
- ・延19名を雇用し、現在7名が雇用継続中。
- ・このうち12名は、専門学校等への進学や他事業所へ就職するなどの実績有り。

### ②「風のとき」事業(平成23年10月～)

- ・ひきこもりの若者の就労による自立支援の場として、京都市伏見区内の企業の協力を得て、社員食堂を開店。
- ・雇用者数は6人。

### ③ものづくり産業技術修得支援事業(平成23年10月～)

- ・ひきこもりの若者の就労による自立支援の場として、京都市南区内のものづくり系企業の自社工場で、ベテラン社員からOJT等による技術指導を行う。
- ・雇用者数は2人。

# 釧路市における「新しい公共」を活用した生活保護受給者を対象とした取組事例

○ 釧路市では、生活保護受給者の自立に向けた支援について、福祉事務所とNPO等とで協働する「新しい公共」を活用し、有償・無償のボランティア活動やインターンシップ等を行う「中間的就労」の場を提供している。

## 釧路市における中間的就労の取組

### ○就労移行型インターンシップ（リサイクル事業所）

#### <活動内容>

インターンシップとして、民間事業所で産業廃棄物の選別作業等を行う。

- ・リサイクルヤードにて角材・電線・プラスチック・鉄片の選別作業

・ヤード周辺住宅街の美化

（平成22年度参加者数：18名）



### ○公園管理ボランティア（釧路市公園緑化協会）<活動内容>

公園管理業務を行う。

- ・釧路市内の公園内清掃・花壇除草・集草・低木刈り込み・落ち葉集め作業等

（平成22年度参加者数：62名）



### ○作業所ボランティア（知的障がい者施設）

#### <活動内容>

知的障害者の方と少しずつコミュニケーションをとりながら、作業の補助を行う。

- ・ウエス作り（古着をハサミで切る作業）・着物ほどこき・封詰め等

（平成22年度参加者数：2名）



### ○介護施設等におけるボランティア（介護事業所）<活動内容>

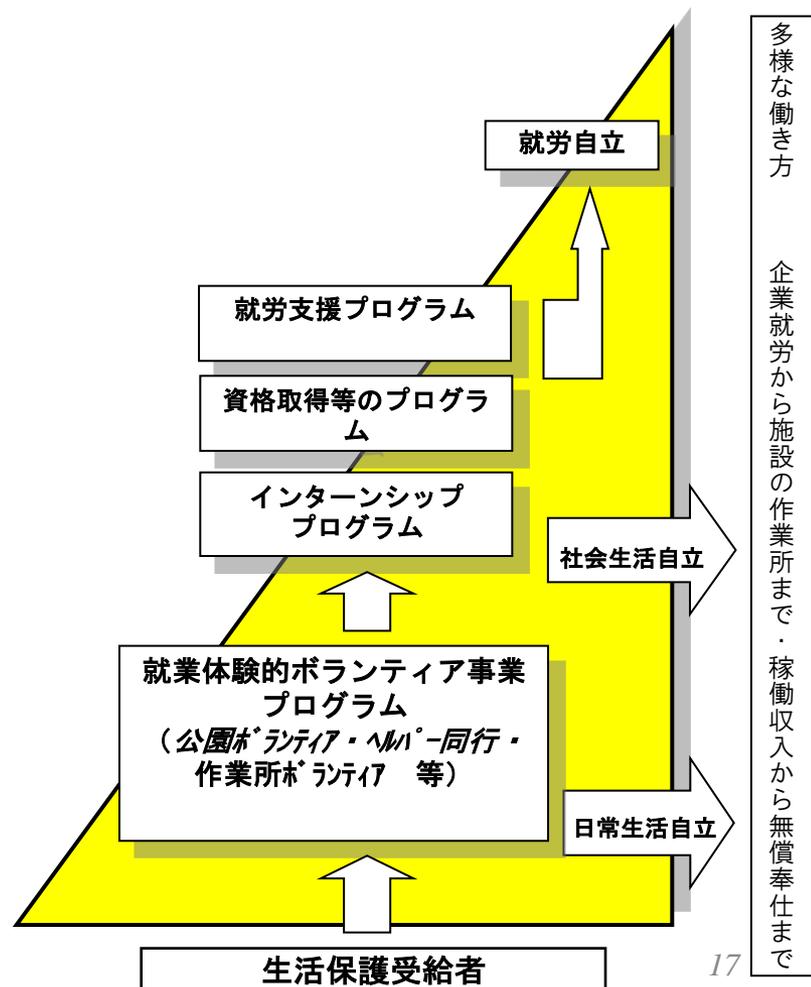
デイサービスセンター等において介護職員等の業務の補助を行う。

- ・お年寄りのお話し相手・レクリエーションの手伝い等

（平成22年度参加者数：20名）



## 釧路市における自立支援のイメージ



# 生活困窮者支援に係る主な論点

## ①ステージに応じた伴走型支援の実施

個々の生活困窮者のニーズやステージに応じて、関係者がチームを構成し、生活困窮者に寄り添いながら計画的・きめ細かな支援を実施していくことが必要ではないか。

## ②民間を活用した支援

公的機関による支援だけでなく、社会福祉法人やNPOなどの民間活力を最大限活用していくことが必要ではないか。

## ③多様な雇用機会等の確保

社会的な自立に向けた支援付きの中間的な就労や、社会福祉法人・NPO等による雇用や社会貢献の場の確保、中小企業や農業などの協力企業・事業体の拡大を通じた多様な雇用形態の創出が必要ではないか。

## ④債務整理や家計の再建の支援

生活困窮者の債務整理や家計再建に向けた支援が必要ではないか。

## ⑤安定した居住の場の確保

生活困窮者が社会的な自立に向けた活動を行う上での生活の基盤となる居住支援が必要ではないか。

## ⑥次世代への『貧困の連鎖』の防止

いわゆる『貧困の連鎖』を断ち切るため、学校等の教育関係機関とも協力連携しながら、中学・高校の生活保護家庭や、高校中退・不登校者に対する養育相談や学習支援が必要ではないか。

## 1. 福岡県多重債務生活再生事業

(1) 体系図 ー別紙参照

(2) 協働事業委託費

- ① 多重債務者生活再生事業(約2,000万円)→ グリーンコープ生協の県内四つの相談室運営費用、人件費の一部
- ② 生活再生家計指導事業(約1,000万円)→ 家計指導に係る広報費、会場費、交通費、人件費、事務費他
- ③ 生活再生出張相談事業(約1,000万円)→ 出張相談会に係る広報費、会場費、人件費、事務費他

## 2. グリーンコープ生協生活再生相談室との協働事業

「福岡県 多重債務者生活再生事業」(平成20年度より)

「生活再生 家計指導事業」 (平成22年度より)

「生活再生 出張相談事業」 (平成22年度より)

## 3. 事業実績

平成18年8月開業から平成22年度末までに貸倒処理となったケースは5人(約130万円、対貸付残高比:0.59%)。

	グリーンコープ生協ふくおか		グリーンコープ5生協
	平成23年度12月まで	開業累計 (平成18年8月～)	開業累計
電話件数	1,414	10,656	14,567
面談件数	888	6,220	8,901
法律家への相談	240	2,710	3,807
貸付希望件数	641	3,529	5,232
貸付実行件数	178	816	1,223
貸付金額(万円)	9,638	53,320	76,929
家計指導件数	623	平成22年度より 1,455	—
出張相談件数	298	平成22年度より 687	—

※ 生活再生事業は、グリーンコープ生協ふくおか、グリーンコープ生協くまもと、グリーンコープ生協おおいた、グリーンコープやまぐち生協、グリーンコープ生協 長崎で事業を行っている。

# 生活困窮者支援に係る主な論点

## ①ステージに応じた伴走型支援の実施

個々の生活困窮者のニーズやステージに応じて、関係者がチームを構成し、生活困窮者に寄り添いながら計画的・きめ細かな支援を実施していくことが必要ではないか。

## ②民間を活用した支援

公的機関による支援だけでなく、社会福祉法人やNPOなどの民間活力を最大限活用していくことが必要ではないか。

## ③多様な雇用機会等の確保

社会的な自立に向けた支援付きの中間的な就労や、社会福祉法人・NPO等による雇用や社会貢献の場の確保、中小企業や農業などの協力企業・事業体の拡大を通じた多様な雇用形態の創出が必要ではないか。

## ④債務整理や家計の再建の支援

生活困窮者の債務整理や家計再建に向けた支援が必要ではないか。

## ⑤安定した居住の場の確保

生活困窮者が社会的な自立に向けた活動を行う上での生活の基盤となる居住支援が必要ではないか。

## ⑥次世代への『貧困の連鎖』の防止

いわゆる『貧困の連鎖』を断ち切るため、学校等の教育関係機関とも協力連携しながら、中学・高校の生活保護家庭や、高校中退・不登校者に対する養育相談や学習支援が必要ではないか。

# 横浜市における市立定時制高校への進路支援の取組事例

- 横浜市では、平成22年度より、市立戸塚高校における進路支援や生活状況に関する相談支援を、若年者の支援に専門的に取組むNPOに委託し実施。
- 貧困等経済的問題や家庭の問題、発達障害など複合的な課題を抱える生徒への支援を学校のみならず、教育機関と外部専門機関が連携し支援に取り組んでいる。

## 市内の市立定時制高校に通う生徒の状況

- ◆ 働きながら通学する生徒の約5割が、自分の収入で家計を支えている。  
⇒ 卒業後の選択肢に「進学」を選択することが困難。  
不景気による就職難も重なり、卒業後定職につけず、行き場を失う生徒が増加。
- ◆ 平成21年度の卒業生の進路状況  
⇒ 「就職」30%、「進学」15%、「その他」55%。
- ◆ 中途退学者の状況  
⇒ 入学時の生徒数が、4年生時になると中途退学により半減。



民と官の連携により、早期の段階(高校在学中)で課題を抱える若年者へきめ細かい支援を行うことが可能となる。

## 事業の実施方法

- ① キャリアカウンセラーが週1回学校を訪問  
個別相談やグループワークを実施し、個々の生徒の課題を把握。
- ② 就労体験プログラムの開催  
実践的な職場体験や就労支援セミナーの開催。
- ③ 個別就労支援の実施  
ハローワークへの同行や求人情報を提供。  
すぐに就労につながらない者に対して、卒業後の居場所や活動の場を確保。

### <平成22年度実績>

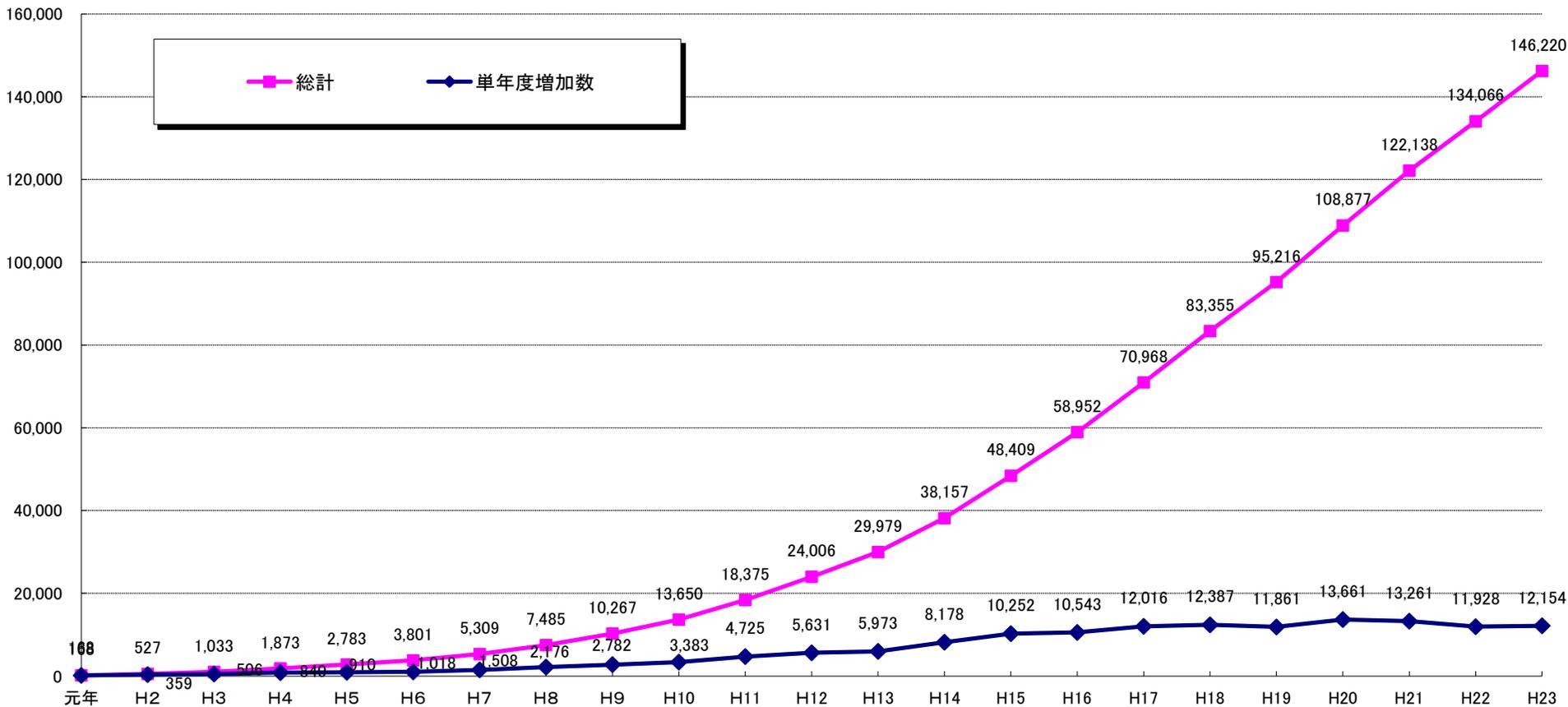
面談：72人、OJT・セミナー参加者：5人

※ 平成23年度より、戸塚高校に加え横浜総合高校でも同内容の取組みを実施

# 社会福祉士への期待

# 社会福祉士登録者の推移

(人)

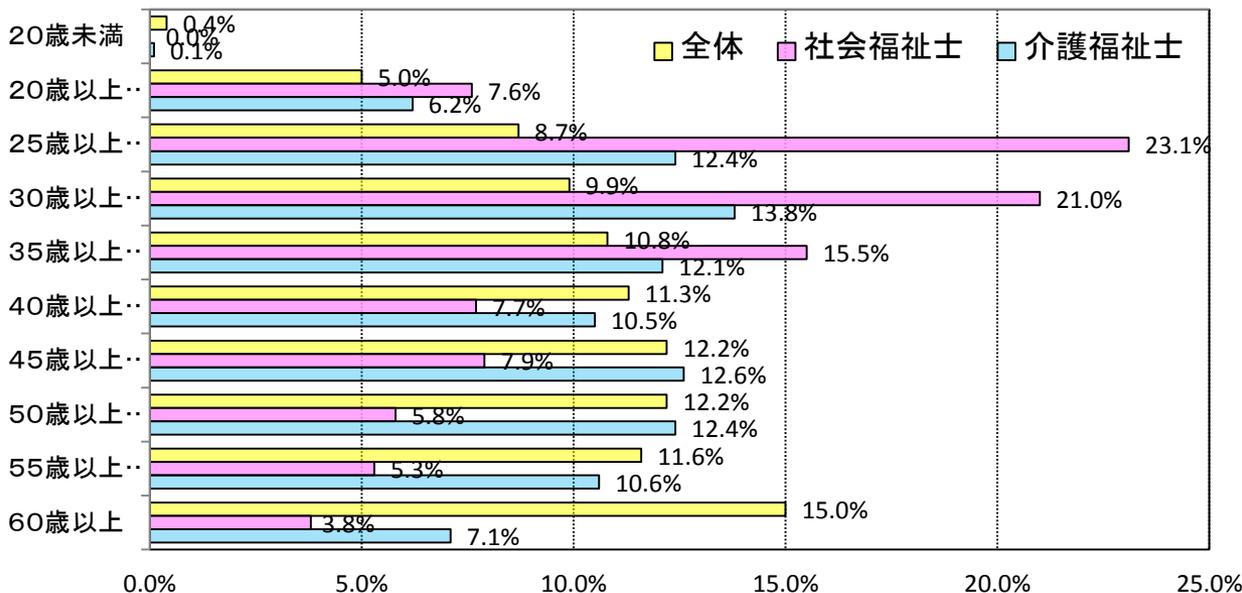


	元年	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
総計	168	527	1,033	1,873	2,783	3,801	5,309	7,485	10,267	13,650	18,375	24,006	29,979	38,157	48,409	58,952	70,968	83,355	95,216	108,877	122,138	134,066	146,220
単年度増加数	168	359	506	840	910	1,018	1,508	2,176	2,782	3,383	4,725	5,631	5,973	8,178	10,252	10,543	12,016	12,387	11,861	13,661	13,261	11,928	12,154

(注)人数は、各年度9月末の登録者数。

# 社会福祉士等の年齢階層、平均年齢

	20歳未満	20歳以上 25歳未満	25歳以上 30歳未満	30歳以上 35歳未満	35歳以上 40歳未満	40歳以上 45歳未満	45歳以上 50歳未満	50歳以上 55歳未満	55歳以上 60歳未満	60歳以上
全体	0.4%	5.0%	8.7%	9.9%	10.8%	11.3%	12.2%	12.2%	11.6%	15.0%
社会福祉士	-	7.6%	23.1%	21.0%	15.5%	7.7%	7.9%	5.8%	5.3%	3.8%
介護福祉士	0.1%	6.2%	12.4%	13.8%	12.1%	10.5%	12.6%	12.4%	10.6%	7.1%
介護職員基礎研修	0.2%	2.4%	7.1%	10.8%	10.7%	10.2%	13.1%	15.5%	12.7%	15.5%
ホームヘルパー一級	0.2%	3.2%	6.6%	7.7%	7.0%	8.1%	12.2%	14.0%	19.0%	20.3%
ホームヘルパー二級	0.4%	4.0%	6.3%	7.2%	9.3%	11.5%	12.9%	13.3%	13.4%	19.2%
介護支援専門員	-	0.0%	2.4%	11.0%	15.0%	13.3%	15.7%	15.6%	13.6%	11.1%
看護師・准看護師	0.0%	0.8%	3.3%	8.1%	11.4%	14.7%	16.5%	14.9%	12.2%	14.9%
PT・OT・ST	-	6.7%	19.7%	24.8%	18.9%	12.6%	7.5%	3.4%	1.8%	1.8%
福祉用具専門相談員	0.2%	3.5%	9.3%	15.6%	14.6%	9.1%	9.3%	13.1%	9.8%	11.9%
管理栄養士・栄養士	-	6.2%	15.2%	15.4%	13.8%	9.4%	11.0%	12.7%	7.4%	6.5%
その他の資格	0.1%	6.8%	13.1%	12.8%	11.8%	10.6%	10.6%	10.6%	10.8%	11.0%
無資格	3.1%	10.1%	9.7%	9.0%	11.5%	9.7%	8.7%	9.1%	9.0%	17.5%



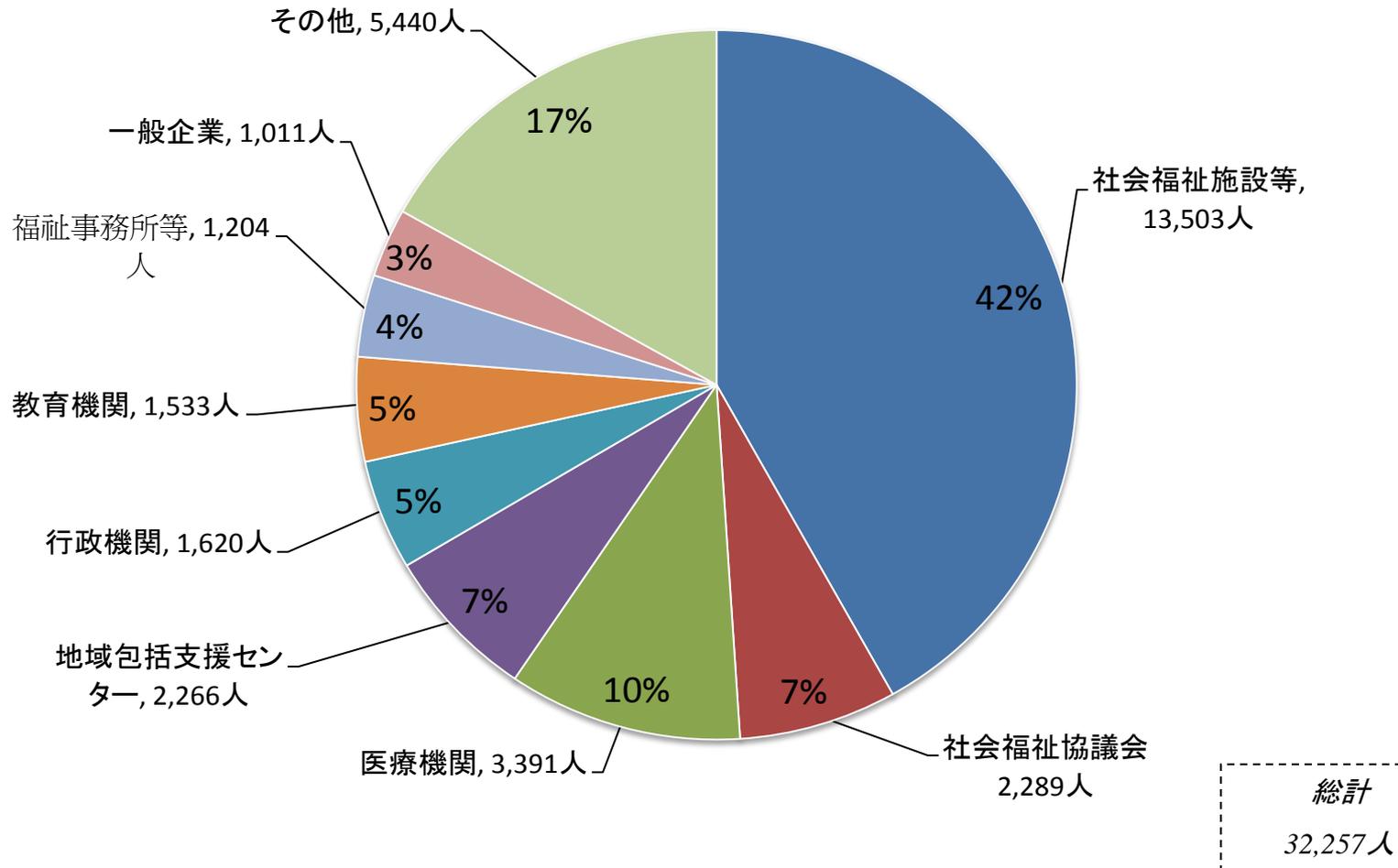
保有資格	平均年齢
全体	45.0歳
社会福祉士	36.7歳
介護福祉士	41.8歳
介護職員基礎研修	46.3歳
ホームヘルパー一級	48.6歳
ホームヘルパー二級	47.3歳
介護支援専門員	46.6歳
看護師・准看護師	47.6歳
PT・OT・ST	35.6歳
福祉用具専門相談員	43.5歳
管理栄養士・栄養士	40.4歳
その他の資格	42.4歳
無資格	42.9歳

資料出所:平成22年度介護労働実態調査(財団法人介護労働安定センター)

注:保有資格は複数回答

# 社会福祉士資格取得者の就労状況（平成23年4月30日現在）

社会福祉士会会員の就労状況は、施設と社会福祉協議会でおよそ半数を占めている。



(注) (社)日本社会福祉士会の会員のみを対象(日本社会福祉士会調べ)

## 社会福祉士に求められる役割

- 福祉課題を抱えた者からの相談に応じ、必要に応じてサービス利用を支援するなど、その解決を自ら支援する役割
- 利用者がその有する能力に応じて、尊厳を持った自立生活を営むことができるよう、関係する様々な専門職や事業者、ボランティア等との連携を図り、自ら解決することのできない課題については当該担当者への橋渡しを行い、総合的かつ包括的に援助していく役割
- 地域の福祉課題の把握や社会資源の調整・開発、ネットワークの形成を図るなど、地域福祉の増進に働きかける役割

※ 「介護福祉士制度及び社会福祉士制度の在り方に関する意見」(平成18年12月社会保障審議会福祉部会)より

## 今後の社会福祉士に必要な知識及び技術

- ① 福祉課題を抱えた者からの相談への対応や、これを受けて総合的かつ包括的にサービスを提供することの必要性、その在り方等に係る専門的知識
- ② 虐待防止、就労支援、権利擁護、孤立防止、生きがい創出、健康維持等に関わる関連サービスに関わる基礎的知識
- ③ 福祉課題を抱えた者からの相談に応じ、利用者の自立支援の観点から地域において適切なサービスの選択を支援する技術
- ④ サービス提供者間のネットワークの形成を図る技術
- ⑤ 地域の福祉ニーズを把握し、不足するサービスの創出を働きかける技術
- ⑥ 専門職としての高い自覚と倫理の確立や利用者本位の立場に立った活動の実践

# 社会福祉事業—「4本目の柱」

支援が必要な人

高齢者介護

障害者福祉

保育・子育て

社会的包摂・支援

## ○社会貢献事業とは

- ◆「生活困窮」をはじめ「虐待」や「DV」、「障がい」など、複雑で多面的な問題、課題を抱えて制度や社会の狭間で生活困難をきたし支援が必要な方々に対して、大阪府社会福祉協議会老人施設部会の「コミュニティソーシャルワーカー(CSW)」と大阪府社協の「社会貢献支援員」が訪問して状況を把握し、問題解決に向けてともに方策を模索し、救済を図る総合生活相談(「生活レスキュー」)の取り組みです。
- ◆急迫した状況には、老人施設部会等が拠出した「社会貢献基金」を活用し、迅速な金銭的援助(現物給付)により問題解決を図ります。

## ○社会貢献事業の全体像

### 関係機関

行政・社協・地域包括支援センター・ケアプランセンター・いきいきネットCSW・民生委員・病院・弁護士・NPO・ホームレス相談員 等

### 連携

情報交換・同行支援

## 社会貢献事業(解決手段を備えた総合生活相談援助)

長所:地域密着

### 老人施設部会

コミュニティソーシャルワーカー  
府内全域の特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、ケアハウスが配置  
府内全域の施設が配置 約400施設・650人

拠出

### 社会貢献基金

大阪府社協に設置、管理  
経済的援助の原資 9,000万円/年

長所:広域調整

### 大阪府社会福祉協議会 社会貢献支援員

有志社会福祉法人による拠出、人員出向と  
社会貢献基金で配置  
府内全域に大阪府社協が配置 15人

### 連携

情報交換  
同行支援

経済的援助

10万円まで  
ワーカーが支払い代行

本人のパートナーとして相談  
機関・制度へのつなぎ

経済的援助

10万円まで  
支援員が支払い代行

### 制度や社会のはざまにある生活困窮者

- ◇既存制度では対応ができない方、対応が間に合わない方
- ◇個人の問題解決能力をはるかに超えた困窮状態にある方

※死(自殺・餓死)・犯罪・ホームレス化の防止につながっている

# 社会福祉法人・豊年福祉会(大阪府)の取組

## ◎「地域福祉サポートセンター」の活動

### 1. 法人独自で、「地域福祉サポーターセンター」を2009年4月に設置。

- ・生活に困窮しているながら、既存の制度施策の行き届かない点に民間福祉事業者として対応。
- ・専任職員(社会福祉士)1名、兼務職員9名を配置。地域に出向くアウトリーチ方式を重点に置いたソーシャルワークを実施。
- ・年間実績:相談件数58件、訪問回数131回  
(主な事例)
  - ・野宿生活からの脱却支援
  - ・就労不安定な母子家庭への支援
  - ・ごみ屋敷の高齢独居女性の自立生活支援

### 2. 活動の成果

○生活困窮者の命が救われ、人生が再建された事例が後を絶たない。

→職員モチベーションがあがった

○寄せられた相談の多くが行政からのものだった。

→行政からの信頼を得て、行政や市社協などで支援ネットワークを構築

○年齢で制限を設けない相談事業を実施した。

→障害・児童、更生保護、法律、民生・児童委員、学校、保育所との協働もあり、地域福祉実践に向けての助走

## 今後の社会福祉士に必要な知識及び技術

- ① 福祉課題を抱えた者からの相談への対応や、これを受けて総合的かつ包括的にサービスを提供することの必要性、その在り方等に係る専門的知識
- ② 虐待防止、就労支援、権利擁護、孤立防止、生きがい創出、健康維持等に関わる関連サービスに関わる基礎的知識
- ③ 福祉課題を抱えた者からの相談に応じ、利用者の自立支援の観点から地域において適切なサービスの選択を支援する技術
- ④ サービス提供者間のネットワークの形成を図る技術
- ⑤ 地域の福祉ニーズを把握し、不足するサービスの創出を働きかける技術
- ⑥ 専門職としての高い自覚と倫理の確立や利用者本位の立場に立った活動の実践

※ 「介護福祉士制度及び社会福祉士制度の在り方に関する意見」(平成18年12月社会保障審議会福祉部会)より

— おわりに  
— 行政(制度)と現場の“8の字”—

行政

社会保障制度

○「権利性」と「普及力」

▲「排除」と「縦割り」

現場

個別ケア・支援

○「創造性」と「柔軟性」

▲「限定」と「バラツキ」

